

〔 就職状況追跡困難者の取扱いについて 〕

就職状況が追跡困難となっている訓練修了者の就職状況の確認に係る取扱いについて

岩手県商工労働観光部定住推進・雇用労働室

委託訓練の知識等習得コースにおける就職支援経費は、「委託訓練実施要領」により、委託先機関から報告された訓練終了後3カ月以内の就職状況に基づく就職率により額を算出しているところですが、就職状況が追跡困難又は未回答となっている訓練修了者については、実際には就職している場合であっても「就職者」として含めることが困難となっています。

令和5年6月16日に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」において、公共職業訓練制度については、公共職業安定所の就職データの活用等による民間境域訓練事業者の業務の効率化を推進することとされたため、委託先機関が追跡困難等の訓練修了者の就職状況の確認を希望する場合、職業安定所の就職データの活用により、確認できることとなりました。

1 対象となる訓練コース

知識等習得コースのうち、就職状況報告の回収率が80%以上の場合であり、かつ以下の(1)、(2)のいずれかに該当する訓練コースであること。

- (1) 就職支援経費就職率が60%未満であり、確認を希望する者が就職支援経費の対象就職者に該当すると、就職支援経費就職率が60%以上となる場合
- (2) 就職支援経費就職率が60%以上80%未満であり、確認を希望する者が就職支援経費の対象就職者に該当すると、就職支援経費就職率が80%以上となる場合

2 必要書類

- (1) 就業状況報告一覧表（様式3-2）
- (2) 追跡困難等確認依頼リスト（様式12-1）
- (3) 追跡困難等報告書（様式12-2）

3 就職情報確認依頼の手順

- (1) 受託先機関は、就職状況の確認を希望する訓練修了者がいる場合、訓練コースの就職状況暫定報告(※)の際、就職状況報告一覧表（様式3-2）と「追跡困難等個別報告書（様式12-2）を委託者（担当の産業技術短期大学校・高等技術専門校）に提出します。

※ 就職状況暫定報告

受託先機関が追跡困難者等確認を受講あつせん安定所（以下、「安定所」とい

う。)に希望する場合、訓練修了の翌日より 100 日後に、暫定的に就職状況報告一覧表を県に報告することをいう。

- (2) 委託者は「追跡困難等確認依頼リスト」(様式 12-1)を作成し、受託先機関より提出された「個別報告書」と一緒に県定住推進・雇用労働室を経由して、労働局職業安定部あて提出します。

その後、労働局職業安定部から、受講をあっせんした職業安定所に書類が渡ります。

- (3) 照会を受けた職業安定所は、職業安定所からの紹介により対象就職に該当する就職をしているかを確認します。
- (4) 職業安定所からの回答は、「追跡困難等確認依頼リスト」に記載され、確認の時と逆の順番で返送されます。委託者である、産業技術短期大学校・高等技術専門学校は、就職状況暫定報告の際に提出された、就職状況報告一覧(様式 3-2)の「安定所による確認結果」欄へ結果を付記し、写しを受託先機関に送付することで回答します。
- (5) その後、受託先機関は 3 (3) の回答を踏まえ、就職状況確定報告を作成し委託者に提出します。

4 契約期間及び報告について

委託契約時に、この取扱いの利用希望を希望しないとすることもできます。

その場合は、これまでどおり、訓練終了後 100 日以内に報告をするものとして契約し、これまでと同様の手続により支払事務を行うこととなります。

この取扱いの利用を希望するとした委託先機関は、訓練終了後 100 日以内に暫定報告、130 日以内に確定報告するものとして契約することとします。

その際、訓練終了後 100 日以内の報告時点で追跡困難者がいない場合や、照会を希望しない場合は、暫定報告をせずに訓練終了後 100 日以内の報告により就職率を確定し、支払事務を進めることとします。

5 留意事項

上記 3 (3) のとおり、職業安定所は、「職業安定所からの紹介により対象就職に該当する就職をしているかを確認」するため、それ以外の経路での就職については、雇用保険の適用について確認できたとしても、詳細な雇用条件等について確認できないため、回答は「不明」となります。